タウンニュース® × 横浜市建築局

特集 建物の耐震化～災害から命を守る～

トピック 死因の約9割が「建物の倒壊」

耐震改修や防災ベッドで命守る

能登半島地震で倒壊した住宅

能登半島地震では耐震性が不足している建物の倒壊により、多くの命が失われた。阪神・淡路大震災でも、死因の約9割が「家屋などの倒壊による圧死」だったという。

「古い耐震基準の建物も、耐震改修を適切に行うことで、地震に強い建物にすることができます」と建築局の担当者。壁の筋かいの増設や、基礎の補強、瓦屋根から軽い屋根への変更など、今回紹介した補助金制度が活用できる。

また、耐震改修に比べて比較的安価に導入できる「防災ベッド」や「耐震シェルター」も、住宅の倒壊から命を守る手段として効果的だ。

令和7年4月から

住宅の耐震補助 支援拡充へ

今後30年以内に高い確率で震度6弱以上の大地震が発生すると言われる中、横浜市では建物耐震化などの支援制度を4月から拡充する。木造住宅の耐震化については、2000年5月末以前に着工された住宅にまで補助対象を広げるなど、減災対策を一層強化しながら「災害に強いまちづくり」を進めていく。

2000年5月末までの住宅が対象に

横浜市ではこれまで「1981（昭和56）年5月末以前に着工した木造住宅（在来軸組構法）」（以下「旧耐震基準住宅」とする）に対して、無料の耐震診断や耐震改修・除却工事の費用の一部を補助するなど、積極的な支援を行ってきた。

木造建築物に対する構造基準は1981年に新耐震基準となったが、2000年にさらに壁の配置や柱、梁などの接合部に使われる金物等が明確化された。

国によると、2016年の熊本地震で倒壊・大破した住宅のうち、約2割が「1981年6月以降から2000（平成12）年5月末以前までに着工した木造住宅（在来軸組構法）」（以下「新耐震グレーゾーン住宅」とする）で、2000年6月以降の木造住宅は1割にも満たなかったという。能登半島地震でも同程度の被害が報告されており、新耐震グレーゾーン住宅は耐震性が不足している可能性がある。

そこで、横浜市ではこの4月から、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修等の補助に対し、新耐震グレーゾーン住宅まで補助対象を拡大し、さらなる減災対策に取り組んでいく。

補助金も増額

物価や人件費の高騰により耐震改修の工事費が上昇している状況にあわせて、耐震改修の補助上限額を100万円（非課税世帯140万円）から115万円（同155万円）に引き上げる。また、新耐震基準の住宅への建替えをさらに支援するため、旧耐震基準住宅の除却の補助上限額を20万円（非課税世帯40万円）から50万円（同50万円）に増額するとともに、新耐震グレーゾーン住宅の除却の補助を開始する＝左図参照。

▼建築防災課☎045・671・2943

省エネ改修補助を開始

4月からの「改正建築物省エネ法」の施行に伴い、すべての新築住宅で省エネ基準への適合が義務化される。

これにあわせて市では、耐震改修と同時に行う省エネ改修工事に対しても補助を開始する。詳しくは市建築局ホームページで。

▼建築防災課☎045・671・2943

また、「省エネ性能の高い住宅」の普及と空家の流通の促進を図るため、全世帯を対象に、最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅への改修の補助も開始する。

▼住宅政策課☎045・671・2922

沿道建築物の耐震補助拡充

一方、住宅以外でも地震で建物が倒壊すると甚大な人的被害を招くほか、緊急車両等の通行障害を引き起こして災害復旧が遅れる恐れがある。そのため、市では緊急輸送路等の道路沿いにある一定以上の高さの旧耐震建築物の耐震化や解体に対して補助金を交付している＝下記枠②参照。4月からは除却の補助上限額を2倍に拡充し、さらなる通行障害の解消を目指す。また、発災時の建物倒壊により緊急車両等が通行できなくなる可能性のある道路区間を建築局ホームページで公開している。

▼建築防災課☎045・671・2928

さらに、道路の全幅をふさぐ可能性の高い分譲マンションに対しては、耐震化や解体に先立って、これらの比較検討や合意形成する活動の支援にも取り組む。

▼住宅再生課☎045・671・2954

4月から補助が拡大！

木造住宅の耐震化

対象 **平成12年5月末以前に建てられた2階建て以下の木造住宅**

※その他要件があります。

補助金額		一般	非課税世帯
耐震改修		115万円	155万円
除却	旧耐震基準住宅	50万円	50万円
	新耐震グレーゾーン住宅	20万円	40万円

無料で受けられる耐震診断もあります。

問☎045-671-2943 建築防災課 耐震事業担当

もしも!の前に 横浜市の補助金を活用して災害への備えを!

詳細は建築局HP

① 防災ベッド・耐震シェルター

補助対象が拡大!

住宅が倒壊しても生存空間を確保でき、短工期・低費用で設置できる防災ベッドや耐震シェルター等の購入に対する補助があります。

対象 **平成12年5月末以前に建てられた2階建て以下の木造住宅にお住まいの方**

補助金額

防災ベッド…上限20万円

耐震シェルター…上限40万円

防災ベッド展の体験レポをチェック▶

問☎045-671-2930 建築防災課 事務担当

② 沿道建築物の耐震化

補助金額がUP!

震災時に緊急車両などの通行を確保するため、重要な道路沿いにある一定以上の高さの建物の耐震化や除却に対して補助金があります。

対象 **昭和56年5月末以前に建てられた特定の建物**

補助金額

耐震改修…

上限2,000～5,000万円

除却…

上限2,000～4,000万円

問☎045-671-2928 建築防災課 耐震・防災担当

③ マンションの耐震化

旧耐震基準で建築されたマンションでも、適切に耐震改修を行えば地震に強くなります。補助金の申請をご検討の際は、お気軽にご相談ください。（沿道のマンションについては左記②補助制度を利用することができます）

対象 **昭和56年5月末以前に建てられたマンション 階数3以上で、延べ面積が1,000㎡以上**

※その他要件があります。

補助金額

耐震診断・設計…診断・設計費用の2/3

耐震改修…工事費用の1/3

※床面積等に応じて限度額が異なります。

問☎045-671-2943 建築防災課 耐震事業担当

④ 危険なブロック塀等の改善

基準に適合しないブロック塀は、地震等で倒壊して避難を妨げるほか、人命を奪う危険性があります。

補助金申請をご検討の方はまずは**無料**の事前相談にお申込みください。

（事前相談の申込は10/31まで）

1つでも当てはまったら危険

①鉄筋がない☑
②控え壁がない☑
③ひび割れや傾きがある☑
④塀の高さが2.2m以上☑
⑤基礎の根入れが30cmない☑
※②は塀が1.2m以上の場合

（出典：一般社団法人日本建築防災協会より）

対象 **道路に面している高さ1m以上のブロック塀等の改善工事（除却・新設）**

補助金額 **上限50万円**（対象の塀の長さによる）

問☎045-671-2930 建築防災課 事務担当

⑤ 狭い道路の拡幅

幅が4m未満の狭い道路は、災害時だけでなく、緊急車両の進入や日常の通行にも支障をきたすため、拡幅のための費用の補助や、市による舗装工事を行っています。車も人も通行しやすい「段差のない整備」を行った方が、補助金額が多くなります。

対象 **主に整備促進路線沿い**

・整備促進路線は「横浜市行政地図情報提供システム」内の「iマッピー」から調べられます。

・制度の利用には協議が必要です。

問☎045-671-4544 建築防災課 狭あい道路担当

⑥ 危険な崖地（擁壁）の改善

崖崩れから安全・安心な生活を守るため、擁壁・崖地の防災工事について補助しています。崖地のある土地にお住いの方・建築予定の方など、擁壁の築造・更新等をご検討の際は、お気軽にご相談ください。

補助金額 **上限400万円**

⚠ このような擁壁の場合は、改善をご検討ください

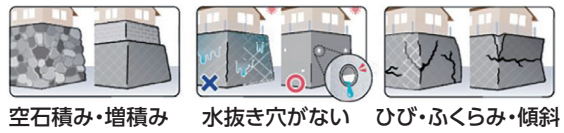

空石積み・増積み　水抜き穴がない　ひび・ふくらみ・傾斜

問☎045-671-2948 建築防災課 がけ防災担当